

れた場合は、軽自動車税の登録変更手続きを行ってください。

変更に関する手続先は、町ナンバー（鬼北・広見・日吉）については、鬼北町役場税務課で行っております。ナンバーと印鑑をご持参の上、ご来庁ください。県ナンバーについては、最寄りの軽自動車協会へお問い合わせください。

【愛媛県軽自動車協会】
☎ 089・975・7310
減免

障害者の方が所有する軽自動車で特定の車両に対し、軽自動車税の減免制度があります。障害者本人が所有（障害者本人の名義）し、通院・通学・生業のために、本人または家族、常時介護する者が運転する軽自動車に対し、軽自動車税が減免になる場合があります。

ただし、傷害の種類および等級により減免に該当しない場合もあります。なお、自動車税（普通車）の減免申請をされる場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

申 請 期 間
5月18日(月)～5月25日(月)
曜・日曜は除く

持 参 品

身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、納税通知書
本人の口座が分かるもの



5月5日～5月11日は児童福祉週間です。

『ありがとう つたわるこころが うれしいよ』

昭和22年から、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の『子どもの日』から5月11日までの一週間は「児童福祉週間」と定めています。

すべての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていくような環境・社会づくりを地域住民や各団体、関係機関が協力・連携して、地域一体となって推進ていきましょう。

Q

裁判員を辞退することはできないのですか？



A

基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人々に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとなるないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたると認めれば辞退することができます。



70歳以上の人



地方公共団体の議会の議員
(ただし会期中に限る)



学生、生徒



・5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人
・1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続きの期日に出頭した人(辞退が認められた人は除く)



法律等で定められた辞退事由があつて、裁判員の職務を行なうことが困難な人

法律等で定められた辞退事由としては、例えば、以下のものがあります。

- ・重い疾病や傷害
- ・同居の親族の介護・養育
- ・事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があつて、別の日に行なうことができない。